

## 共同利用実験参加規程

- 1 核物理研究センター（以下「センター」という。）で、サイクロトロンを用いる共同利用実験（以下「共同利用実験」という。）に参加する者は、原則として予め研究計画検討専門委員会（以下「研計委」という。）の承認を得なければならない。
- 2 センター長は、前項の規定にかかわらず必要と認める者について、共同利用実験に参加することを許可することができる。ただし、その許可したところについて研計委に報告するものとする。
- 3 共同利用実験に参加することができる者は、原子核実験、放射線の取扱い及びセンターにおける安全について十分な教育、訓練を受けた者とする。
- 4 複数の人員が共同して共同利用実験に参加する場合、少なくとも1名は所属機関において教員又は同等以上の研究歴を有する者でなくてはならない。
- 5 共同利用実験参加者は、予め所定の手続きを経て、センター長に願い出て、センターで放射線業務に従事する許可を得なければならない。
- 6 外国人共同利用者についても、同様の手続きが必要であり、英文の書式を用意しているので、招へい責任者は前広に放射線管理室へ連絡し、相談すること。

（注）第3項における「十分な教育、訓練を受けた者」とは、大学院学生以上の者を前提としている。大学院学生については、指導教員が安全まで含めて教育を行うものとする。

（平成5年10月15日 核物理研究センター運営委員会で改正）

（平成16年6月23日 核物理研究センター運営委員会で改正）